

農業WGヒアリング資料

平成22年4月22日



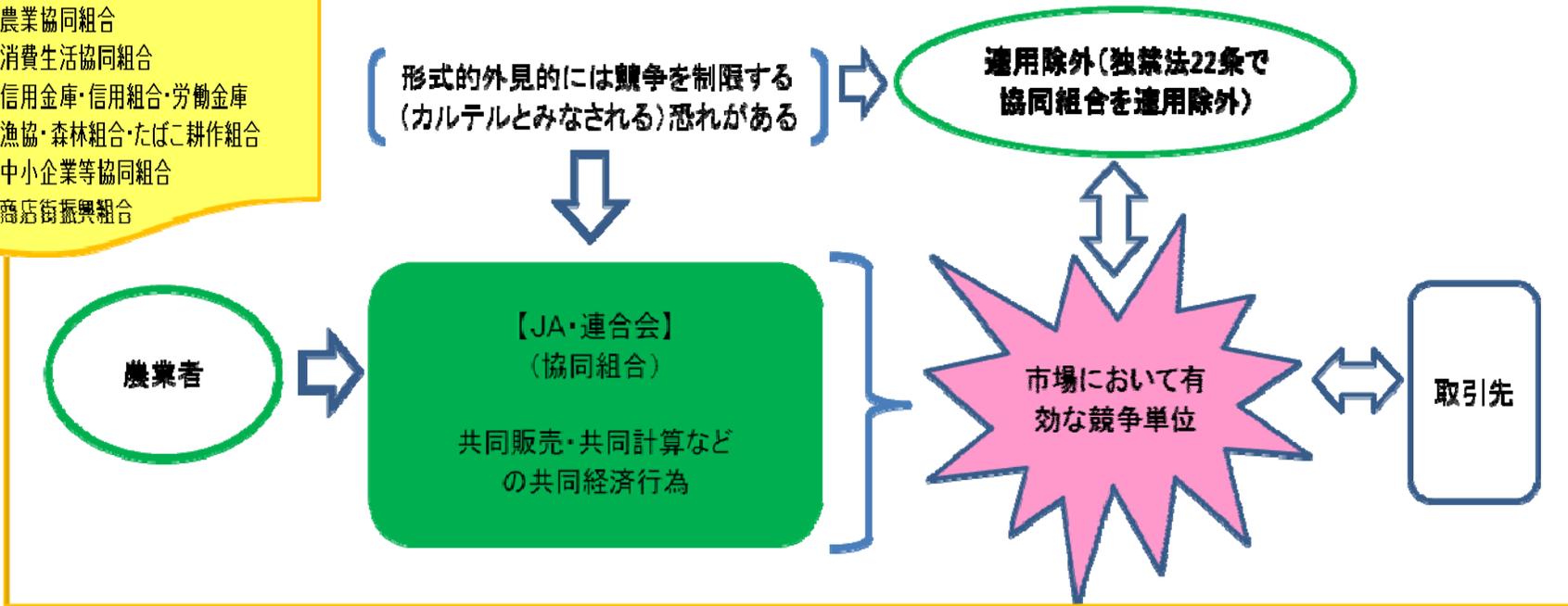
全国農業協同組合中央会

農業協同組合等に対する独占禁止法 の適用除外について

独禁法の適用除外制度は小規模な農業者や中小事業者、消費者が協同組合を組織し、共同経済行為を通じて大企業と競争することができるよう、「協同組合(連合会含む)」に対し、措置されているものです。

【適用除外が措置されている協同組合(例)】

- ① 農業協同組合
- ② 消費生活協同組合
- ③ 信用金庫・信用組合・労働金庫
- ④ 漁協・森林組合・たばこ耕作組合
- ⑤ 中小企業等協同組合
- ⑥ 商店街振興組合



【例】米の場合



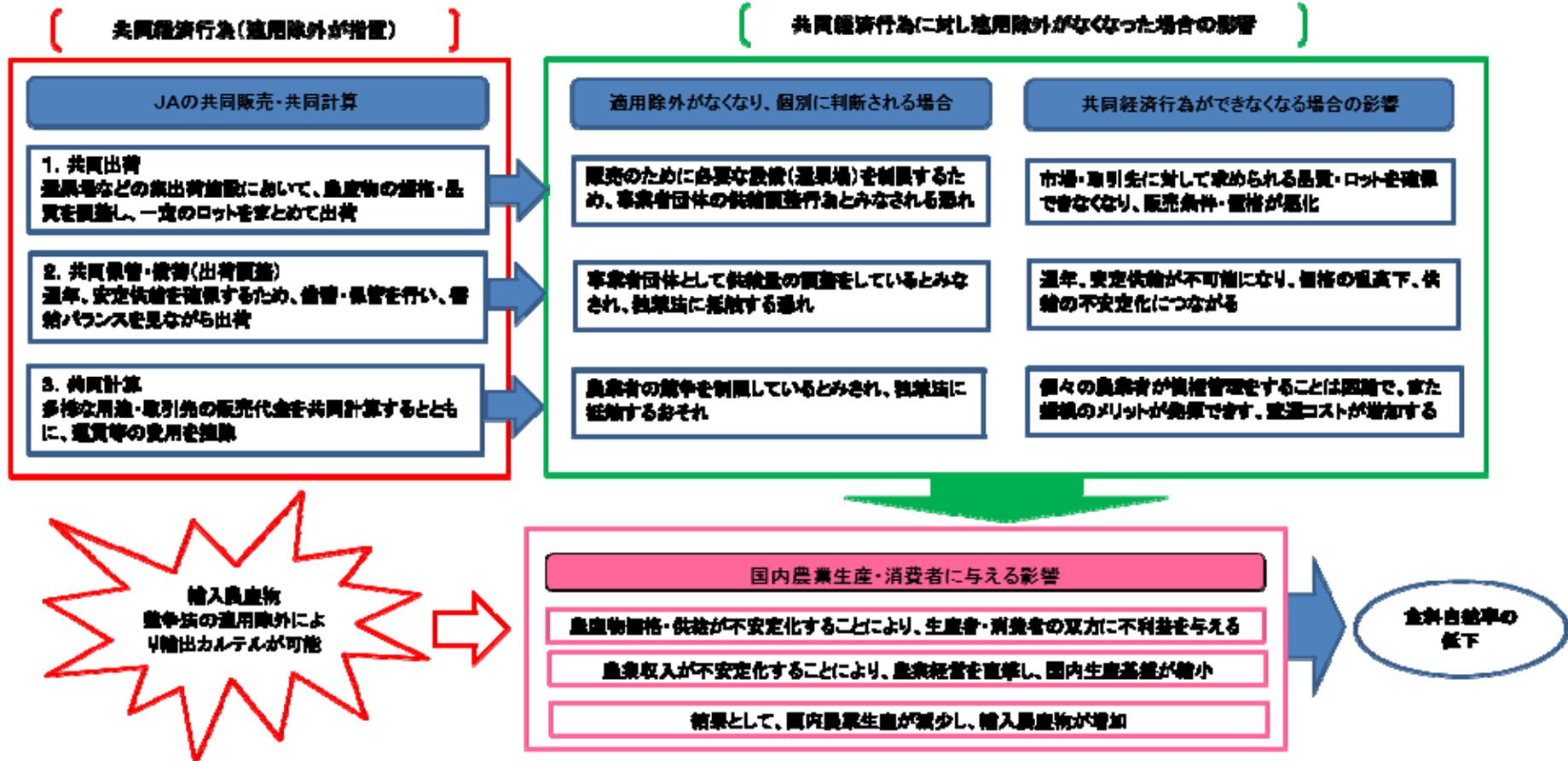
農業生産においては、天候等の影響を受けて作況が変動すること等から安定供給を図る観点からも共同経済行為が不可欠となっています。欧米の競争政策においても、農産物の生産、販売、加工等に関する共同経済行為について農業者や農業者の団体に対し適用除外が措置されています。経済政策・競争政策上、適用除外制度を措置すべきは明らかです。

【欧米の競争法における農業および農業協同組合に対する適用除外】

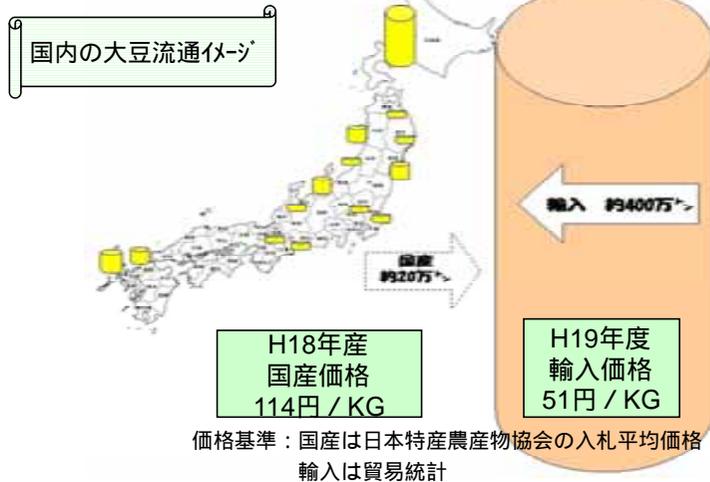
	E U	アメリカ
根拠法	E C 条約36条（現42条） 規則NO.1184（2006年）	カップー・ヴォルステッド法
適用除外される活動	共同生産、共同販売、貯蔵・処理・加工のための共同施設利用	共同加工、共同出荷、共同販売
適用除外される生産物	E U 条約付属書 1 に含まれる全ての農業生産物（多くの加工品を含む）	全ての農業生産物（生鮮および加工農業生産物を含む）
適用除外の対象者	農業者、農業者の団体	農業者、農業者の団体
制限	競争を排除する若しくはC A P（共通農業政策）の目的を阻害する取り決めの禁止	農業者の団体は一定の条件を満たさなければならない。（価格が不当に引き上げられている場合には、農務長官による差止請求が可能）

適用除外制度がなくなった場合、JA・連合会の共同販売や共同計算などの共同経済行為が独禁法で禁止されているカルテル行為とされ、農業者・JAが行う共同販売や共同計算のひとつひとつについて「競争を実質的に制限していないか」「事業者団体として構成員の機能又は活動を制限していないか」の判断が求められ、共同経済行為が事実上実施できなくなる恐れがあります。

<JA・連合会に対する適用除外制度の見直しの影響>



大豆の共同販売の例



1. 生産・消費の特徴

輸入自由化品目であり安価な輸入品が圧倒的シェア

国内の生産は小規模

- ・大豆の販売農家数は約15万戸
- ・一戸あたりの作付面積は平均0.5ha (平成17年農林業センサス)

実需者からは、輸入品に対抗可能な数量(大ロット)と品質(均質性)の安定供給が求められている

自給率(現状5%)向上に向け、産地確立と需要確保が課題

2. 流通の特徴

消費者に届けるためには豆腐・納豆・味噌等への加工が必要
需要の太宗を占める中規模以上のメーカーには大ロットで均一な品質での安定供給が必要
北海道や九州等の生産地から大消費地圏への広域流通が必要

【連合会の機能】～共同販売により輸入品に対抗して国産需要を確保～

【全農による全国共同販売】(20年産) (国産でのシェア90%)

委託農家数	23,697 (平均 8t)	} 約20万t
委託JA数	431 (平均 461t)	
委託県域組織	40 (平均 4,962t)	

集落営農組織も一農家として委託しており耕作農家数は更に多い

生産者の安定的な農業経営
継続的・計画的な大豆生産

全農
一元集荷
需給調整
多元販売

【食品メーカー】 全国1万社以上
(豆腐・納豆・味噌等)

食品向け需要
約100万t

【取引先】
(問屋・メーカー)
約200社

安定的な流通の確保
国産大豆の安定供給

独禁法で問題とされるのは、ほとんどが不公正な取引方法によるものです。
 JA等においても 不公正な取引方法を用いる場合、 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合、組合の行為に当たらない場合には、独禁法が適用されます。
 不公正な取引方法として問題となる行為は、公正取引委員会が「農業協同組合法の活動に関する独占禁止法の指針(19年4月)」を示しており、これらの周知徹底を通じて独禁法違反とならないよう取り組みを進めています。

独禁法の遵守に向けたパンフレット(19年)



JAが行う事業の適用除外

- ✓ 公正かつ自由な競争を確保するためには、大企業の行為を規制するだけでなく、それに対抗する小規模事業者の組織化を進めることが重要であり、JAが組合員のために行う共同事業については、独禁法の適用が除外されています(法人格別の自由が確保されるなど競争事業者は2つまたは3つの事業者が組織化し、共同事業に参入はできませんが、適用するケースは限定されません)。
- ✓ このため、共同販売や共同購買、共同出荷が求められるに該当するとして問題になることはありませんが、以下の場合に該当すると一般の事業者と同様に独禁法が適用されます。
- ✓ 適用除外制度は、JA事業の根幹を支える極めて重要な制度です。今後とも制度が安定的に存続していくために、独禁法遵守はJAグループの至上命題となっています。

【適用除外とはならない場合】 (内は法律の文言そのものではありません)

- ①「組合の行為」(農協法の趣旨からみて正当な事業の範囲)を逸脱する行為を行った場合(例: 消費者や他のJAと申し合わせて価格を引き上げる場合)
- ②不公正な取引方法を用いる場合(前述独禁法第19条)
- ③一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に「注」対価を引き上げることとなる場合

注: 「不当に対価を引き上げる」とは、適用除外規定(小規模事業者の相互提携)を逸脱して、実態的な地位を利用して消費者に向けて価格引き上げを強行するような行為と解されています。これまで違反を問われた事例はありません。

独禁法が禁止する行為

適用除外
(独禁法違反とならない分野)

※独禁法の適用が原則的に除外されているカルテルと私的独占であっても、上記枠内①と③の行為については適用除外ではありません。

